

**答 申 書**  
**( 答 申 第 2 9 号 )**  
**平成 1 2 年 6 月 5 日**

---

**1 審査会の結論**

株式会社 〇〇〇〇 に係る卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号）に基づく卸売業務の許可並びに北海道地方卸売市場条例（昭和 4 6 年北海道条例第 5 0 号）に基づく買受人の承認の届出及びせり人の承認の届出に係る別紙 1 の表に掲げる対象公文書のうち、同表の右欄に掲げる部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙 2 のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、株式会社 〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）に係る次の文書である。

ア 卸売市場法（以下「法」という。）第 5 5 条の規定に基づく地方卸売市場開設許可のため本件法人から北海道知事（以下「実施機関」という。）に提出された北海道地方卸売市場条例（以下「市場条例」という。）第 2 条の規定に基づく許可申請書及び添付書類並びに実施機関から本件法人あての指令文等

イ 法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく卸売業務の許可のため本件法人から実施機関に提出された市場条例第 5 条の規定に基づく許可申請書及び添付書類並びに実施機関から本件法人あての指令文等

ウ 市場条例第 9 条の規定に基づく買受人の承認の届出のため本件法人から実施機関に提出された北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和 4 6 年北海道規則第 1 1 5 号。以下「市場規則」という。）第 4 条の規定に基づく買受人承認届出書（別記第 2 号様式）

エ 市場条例第 1 4 条第 3 項に基づくせり人の承認の届出のため本件法人から実施機関に提出された市場規則第 5 条の規定に基づくせり人承認届出書（別記第 4 号様式）

オ 法第 6 4 条第 1 項の規定に基づく業務規程変更の承認のため本件法人から実施機関に提出された市場規則第 6 条の規定に基づく業務規程変更承認申請書（別記第 6 号様式）及び添付書類並びに実施機関から本件法人あての指令文等

カ 市場条例第 1 9 条の規定に基づく開設者の役員変更の届出のため本件法人から実施機関に提出された開設者の役員変更届出書及び添付書類等

キ 市場条例第 2 0 条の規定に基づき本件法人から実施機関に提出された市場規則第 9 条の規定に基づく平成 8 年度、9 年度及び 1 0 年度の事業報告書（別記第 8 号様式）

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」とい

う。)又は同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人がそのうち、(1)のイの文書の一部である別紙1の表の(1)に掲げる文書(以下「本件事業報告書」という。)(1)のウの文書の一部である同表の(2)に掲げる文書(以下「本件別表1」という。 )及び(1)のエの文書の一部である同表の(3)に掲げる文書(以下「本件別表2」という。)に係る同表の中欄に掲げる非開示部分の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件事業報告書について

(ア) 本件事業報告書は、法第58条の規定に基づく卸売業務の許可の申請のため、本件法人から昭和49年4月1日付けで実施機関に提出された申請書の添付書類の一部であり、本件法人の昭和47年及び昭和48年の2事業年度における財務状況が記録されている。本件事業報告書の(5)のアの「主要な仲卸人又は買受人の売上高等」の表中に記録されている情報のうち、「氏名」欄に記載されている買受人の氏名又は名称については、これを開示すると、既に開示されている前期繰越高、当期売上高等と照合することにより、本件法人とその買受人である特定の法人等又は事業を営む個人の販売及び調達金額並びに債権及び債務額等の取引に関する情報が明らかとなる。また、他の事業者から働きかけを受け、本件法人が顧客である買受人を奪われることが考えられる。したがって、これを開示することにより、本件法人及びその買受人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められ、2号情報に該当すると判断する。

(イ) 本件事業報告書の(6)のアの「主要荷主別」の表中に記録されている情報のうち、荷主名の欄に記載されている荷主の氏名又は名称については、これを開示すると、既に開示されている前期繰越高、当期売上高等と照合することにより、本件法人とその荷主である特定の法人等又は事業を営む個人の仕入れ先及び販売先並びに債権及び債務額等の取引に関する情報が明らかとなる。また、他の事業者から働きかけを受け、本件法人が取引先を奪われることも考えられる。したがって、これを開示することにより本件法人及び荷主の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められ、2号情報に該当すると判断する。

ウ 本件別表1について

本件別表1は、地方卸売市場における買受人の名簿、すなわち本件法人の顧客名簿であることが認められる。一般に、法人の顧客に関する情報は、法人が営業活動を行う上での販売戦略上の重要な情報であり、これを開示すると、他の事業者から顧客を奪われるなど、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。したがって、本件別表1に記載されている情報のうち、買受人を特定し得る情報は、2号情報に該当すると考えられる。

本件別表1に記載されている情報のうち、「氏名又は名称」及び「住所又は所在地」につ

いては、買受人を特定し得る情報であることは明らかであり、また、「承認番号」については、承認番号が市場においては屋号とほぼ同様に使用されている実態からすれば、買受人を特定し得る情報であり、2号情報に該当すると判断する。

しかし、それ以外の「承認年月日」、「主たる業種」、「取扱品目の部類」及び「年間買受見込額」については、買受人を特定し得る情報とはいえず、2号情報に該当しないと判断する。

エ なお、異議申立人は、本件事業報告書及び本件別表1については、非常に古い文書であり、開示しても本件法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない旨主張する。しかしながら、実施機関の説明によれば、これらの文書に記録されている買受人及び荷主の中には現在も本件法人と取引を継続している者が含まれていると認められる。また、本件別表1については、仮に取引を継続していない者のみを開示した場合、既に開示されている他の情報と組み合わせることにより、取引を継続している者が特定され得ることとなるため、上で述べたとおり開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。さらに、本件事業報告書の(5)のA及び(6)のAの表については、取引を継続していない者のみを開示した場合、他の情報と組み合わせても現在取引を継続している者を特定できないが、これらの文書にはすべての買受人及び荷主の氏名が記載されておらず、記載されている者以外については「その他何名」との記載がされているため、取引を継続していない者の一部のみを明確な開示基準を示すことができないまま開示することとなり、「その他何名」の中に含まれるため開示されない者との均衡を欠く結果となることから、結局、開示された当該法人及び個人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められ、異議申立人の主張は採用できない。

(4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件別表2について

本件別表2には、地方卸売市場開設者として本件法人が承認したせり人の氏名及び生年月日並びに所属する卸売業者の氏名又は名称及び所属期間等の当該せり人に関する所属団体及び職歴等の情報が記録されている。これらの情報は、通常他人に知られたくないと認められるものであることから、本件別表2に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得る情報については1号情報に該当すると考えられる。

本件別表2に記録されている情報のうち、「氏名」については明らかに特定の個人が識別され得る情報であり、また、「生年月日」、「所属した期間」及び「せり人としての経験年数」については、いつの時点での情報であるかが明らかである上、実施機関の説明によれば、せり人として記載されている者の中には、現在も本件法人に勤務している者が含まれていると認められることからすれば、当該者に係る生年月日及び職歴の情報であることは容易に推測することができ、1号情報に該当すると判断する。

しかしながら、「承認番号」については本件においては記載がないことから、また、「承

認年月日」、「所属する卸売業者の氏名又は名称」及び「主たる取扱品目の部類」については、これらの情報を開示しても特定の個人が識別できるとはいえず、1号情報に該当しないと判断する。

ウ なお、異議申立人は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第27条を根拠に、同条に基づくせり人登録簿に記載されている事項については、開示すべきである旨主張する。しかしながら、地方卸売市場である本件法人には、中央卸売市場におけるせり人に関する規定である同条の適用はないこと、また、そもそもせり人登録簿は、開設者が市場関係者のために市場に備え付けるものであって、一般に第三者に閲覧させる性格のものではないことから、異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 2月 8日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成12年 2月14日 (第22回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第二部に付託
平成12年 3月27日 (審査会第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成12年 4月10日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 4月25日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 5月15日	答申案審議
平成12年 6月 5日	答申

別紙 1

対 象 公 文 書	非開示とした部分	非開示妥当の部分
<p>(1) ア 昭和49年4月1日付けで提出された昭和47年1月1日から12月31日までの事業年度の市場規則第3条第1号口の規定に基づく事業報告書(別記第8号様式)(第2の部分に限る)</p> <p>イ 同日付けで提出された昭和48年1月1日から12月31日までの事業年度の同事業報告書(第2の部分に限る)</p>	<p>・ (5)のアの「主要な仲卸人又は買受人の売上高等」の表の氏名欄</p> <p>・ (6)のアの「主要荷主別」の表の荷主名欄</p> <p>同上</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p>(2) 昭和49年4月1日付けで届出された市場規則第4条の規定に基づく買受人承認届出書(別記第2号様式)の別表</p>	<p>全部</p>	<p>・ 承認番号</p> <p>・ 氏名又は名称</p> <p>・ 住所又は所在地</p>
<p>(3) 昭和49年4月1日付けで届出された市場規則第5条の規定に基づくせり人承認届出書(別記第4号様式)の別表</p>	<p>全部</p>	<p>・ 氏名</p> <p>・ 生年月日</p> <p>・ 所属した期間</p> <p>・ せり人としての経験年数</p>

## 別紙 2

### 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 平成 11 年 10 月 27 日 | 本件開示請求              |
| (2) 平成 11 年 11 月 10 日 | 本件開示請求に対する公文書一部開示決定 |
| (3) 平成 12 年 1 月 11 日  | 本件異議申立て             |

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち非開示とした次の部分を取り消すとの決定を求める。

ア 事業報告書（昭和47.1.1～昭和47.12.31）及び事業報告書（昭和48.1.1～昭和48.12.31）のうち第2の(5)のアの「主要な仲卸人又は買受人の売上高等」の表の氏名欄及び第2の(6)のアの「主要荷主別」の表の荷主名欄

イ 買受人承認届出書別表（昭和49年4月1日付け届出）

ウ せり人承認届書別表（昭和49年4月1日付け届出）

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件公文書は古い文書であるため開示しても当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

イ 卸売市場における取引においては公平、公正、公開の原則を担保するためせり取引の原則が定められており、せり人は卸売におけるせり売を実際に担当する者であり、その重要な役割に鑑み、卸売市場法施行規則第27条に基づくせり人登録簿に登載されている情報は開示すべきである。

#### 3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

## 理 由 説 明 書

### 1 対象公文書の内容

#### (1) 開示請求に係る対象公文書

異議申立人が当初開示請求したのは、に係る北海道地方卸売市場条例に基づく  
次の書類であった。

第2条開設の許可関係の一切の書類

第5条卸売業務の許可関係の一切の書類

第9条買受人の届出関係の一切の書類

第14条せり人の届出関係の一切の書類

第17条業務規程の変更関係の一切の書類

第19条名称変更等の届出関係の一切の書類

第20条事業報告書（H8年度、H9年度、H10年度）

#### (2) 異議申立てに係る対象公文書

今回異議申立てがあったのは、上記のうち次の書類である。

条例第5条の卸売業務の許可申請書添付書類の一つである事業報告書（S.47.1. ～ S.47.12.31及びS.48.1.1～ S.48.12.31）の第2の(5)の7「主要な仲卸人又は買受人の売上高等」の表〔非開示部分は表内の氏名〕

同上事業報告書（S.47.1.1～ S.47.12.31及びS.48.1.1～ S.48.12.31）の第2の(6)の7「主要荷主別」の表〔非開示部分は表内の荷主名〕

条例第9条の買受人承認届出書（S.49.4.1付け届出）別表〔非開示部分は表の全項目（承認番号、承認年月日、氏名又は名称、住所又は所在地、主たる業種、取扱品目の部類、年間買受見込額）〕

条例第14条のせり人承認届出書（S.49.4.1付け届出）別表〔非開示部分は表の全項目（承認番号、承認年月日、氏名、生年月日、所属する卸売業者の氏名又は名称と所属した期間、せり人としての経験年数、主たる取扱品目の部類）〕

### 2 非開示理由

#### (1) 条例第10条第1項第2号の該当性について

本件公文書に記録されている情報のうち、1の(2)のの主要な仲卸人又は買受人の氏名については、これを開示すると既に公表している前期繰越高、当期売上高、当期回収高、当期末売掛高と照合することにより、とその買受人である特定の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する取引の情報が明らかとなる。これらの情報はの買受人にとっては特定の仕入先からの仕入金額、債務額等の情報であり、当該事業に係る販売戦略、財務戦略に深く関わるものである。また、の買受人にとっては特定の仕入先からの仕入金額、債務額等の情報であり、当該事業に係る調達戦略、財務戦略に深く関わるものである。そして、これらの情報は、とその買受人のどちらにとっても、法人等の決算書等財務諸表でも明らかにされる必要のない、法人等又は事業を営む個人の当該事業に係る極めて個別の内部情報である。

次に、1の(2)のの主要荷主の名称については、これを開示すると既に公表している



前期繰越高、当期買入高、当期支払高、当期末借残高と照合することにより、  
とその荷主である特定の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する取引の情報が明らかとなる。これらの情報は にとっては特定の仕入先からの仕入金額、債務額等の情報であり、当該事業に係る調達戦略、財務戦略に深く関わるものである。また、

の荷主にとっては特定の販売先への販売金額、債権額等の情報であり、当該事業に係る販売戦略、財務戦略に深く関わるものである。そして、これらの情報は、  
とその荷主のどちらにとっても、法人等の決算書等財務諸表でも明らかにされる必要のない、法人等又は事業を営む個人の当該事業に係る極めて個別の内部情報である。

次に、1の(2)の の買受人承認届出書別表は、 にとっては顧客名簿であり、  
事業者として特別の事情のない限り他者に開示することがないだけでなく、販売戦略上重要な、営業の秘密として厳密に管理される情報である。

また、 の買受人にとっては、主たる業種、取扱品目の部類、年間買受見込額等、通常他者に他者開示する必要のない情報であるとともに、法人等又は事業を営む個人の当該事業に係る調達戦略、財務戦略に深く関わる情報である。

以上の理由に加え、これらの文書が作成された当時、卸売市場を取り巻く生鮮料品流通業界では、情報公開という概念が広く理解されている状況にはなく、1の(2)の から

の対象公文書にその情報が記録されている法人等又は事業を営む個人にあっては、自らに関する情報について、その取得者、取得目的を知らされることも了解を求められることもなく、他者に知らされるという事態は、全く予想されていないだけでなく、到底納得できるものではない。そしてそのような形での情報公開は、情報の新旧に拘わらず自らに関する情報を明らかにするか否か、あるいは誰に対し、どのような時期に、どの範囲まで、どのような方法で明らかにするかといった、何人も有するところの、自らに関する情報を主体的に管理する権利を侵害することは明らかである。

また、1の(2)の から の対象公文書にその情報が記録されている法人等又は事業を営む個人の中には、現在も と取引が継続されている者が含まれており、本件の対象となっている情報が開示された場合には、長年の取引を通じ形成、維持されてきた とそれらの者との間の信頼関係への影響が懸念される。

したがって、本件公文書に記録されている情報のうち1の(2)の から に係るものについては、その開示が 及びその取引先である法人等又は事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位を不当に損なうことは明らかで、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

## (2) 条例第10条第1項第1号の該当性について

本件公文書に記録されている情報のうち、1の(2)の のせり人承認届出書別表に記録されている、承認番号、承認年月日、氏名、生年月日、所属する卸売業者の氏名又は名称と所属した期間、せり人としての経験年数、主たる取扱品目の部類といった情報については、明らかにせり人として承認された個人のプライバシーに関する情報であり、開示することによって特定の個人が識別され得るもので、通常他人に知られたいと認められるものである。

したがって、本件公文書に記録されている情報のうち、1の(2)の に係るものについては、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

### 3 異議申立理由に対する反論

- (1) 異議申立人は、1の(2)の から に記録されている情報について、非常に古い文書で開示しても当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められない旨主張する。

しかしながら、当該法人等又は事業を営む個人への影響については、2の(1)で述べたとおり、事業活動における当該情報の位置付け、当該法人等又は事業を営む個人とその取引先を含む業界の商慣習、当該事業者間の取引関係の継続性などを総合し、慎重に判断する必要があり、単に情報の新旧のみを基準とすることは情報公開制度の運用に当たり判断を誤る可能性を否定できない。

- (2) 異議申立人は、1の(2)の のせり人承認届出書別表に記録されている情報について、せり人の氏名は個人情報ではない旨主張する。

しかしながら、個人の氏名については、2の(2)で述べたとおり、非開示情報に該当するものである。

また、異議申立人が根拠としている卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号第27条及びその依拠する卸売市場法(昭和46年法律第35号)第43条第2項は、中央卸売市場におけるせり人に関する規定であって、地方卸売市場である には適用がない。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。